

スポーツ医・科学専門委員会規程

第 1 章 総 則

第1条 公益財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）定款第42条の規定に基づいて、スポーツ医・科学専門委員会を設ける。

第 2 章 所管事項

第2条 この委員会は、次の事項を協議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

- （1）わが国におけるスポーツ推進に関する研究及び調査に関すること。
- （2）その他本会スポーツ医・科学研究に関すること。

第 3 章 委 員

第3条 この委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

委 員 若干名

第4条 委員長は、理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

2. 委員長は、会長が委任した事項における業務を執行する。

3. 委員は、委員長が本会理事、本会加盟団体役員及び学識経験者のうちから推薦する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

第 4 章 任 期

第5条 委員の任期は、委嘱日から開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 委 員 会

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2. 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

第7条 この委員会に、委員会の決議を経て、必要な部会等を設けることができる。

第 6 章 規程の変更

第8条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則1

1. この規程は、平成2年1月24日から施行する。

附則2

1. この規程は、平成9年5月13日から施行する。

附則 3

1. この規程は、平成 10 年 6 月 9 日から施行する。

附則 4

1. この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則 5

1. この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則 6

1. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

附則 7

1. この規程は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。